



熊本県公報

第 1 2 2 3 9 号

平成 25 年 8 月 13 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本都市計画公園事業の認可	(都市計画課) 1
○熊本都市計画公園事業の認可	(〃) 1
○熊本都市計画公園事業の認可	(〃) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の退任及び就任	(農村計画課) 2
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する住民等からの意見	(商工振興金融課) 3
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	(総務事務センター) 3
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 4
登 載 依 頼	
○第 2 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(熊本県公共事業再評価監視委員会) 4

告 示

熊本県告示第 7 5 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。
平成 2 5 年 8 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 5・6・1号 熊本城公園
- 3 事業施行期間 平成 2 5 年 8 月 1 3 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市中央区宮内の一部

熊本県告示第 7 5 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。
平成 2 5 年 8 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 9・6・1号 水前寺江津湖公園
- 3 事業施行期間 平成 2 5 年 8 月 1 3 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市中央区神水本町の一部

熊本県告示第 7 5 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。
平成 2 5 年 8 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 菊陽町
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画公園事業 3・3・35号 鼻ぐり井手公園
- 3 事業施行期間 平成 2 5 年 8 月 1 3 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上の一部

熊本県告示第 7 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 5 年 8 月 1 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市姫戸町二間戸 5917番3地先から 同所 5913番6地先まで	175.0	地自交

2 供用を開始する期日 平成25年8月13日

公 告

熊本県公告第447号

球磨郡山江村に事務所を置く川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	尾崎 正光	人吉市上原田町字尾崎1537番地
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	五條 近司	球磨郡錦町大字木上東4番地1
理事	椎葉 鉄己	球磨郡多良木町大字黒肥地3272番地
理事	久保 良國	球磨郡多良木町大字多良木4620番地
理事	北川 一之	球磨郡あさぎり町須恵2956番地
理事	五嶋 政一	球磨郡あさぎり町須恵2663番地
理事	田原 修太	球磨郡あさぎり町深田北1086番地
理事	吉松 一郎	球磨郡あさぎり町深田西1808番地27
理事	津川 正記	球磨郡相良村大字川辺185番地6
理事	一瀬 清一	球磨郡山江村大字山田丙596番地
理事	上村 正通	球磨郡山江村大字山田乙1480番地
理事	犬童 正春	球磨郡山江村大字山田丙2301番地
理事	田中 信孝	人吉市鬼木町280番地
理事	森本 完一	球磨郡錦町大字一武1067番地
理事	松本 照彦	球磨郡多良木町大字槻木153番地1
理事	愛甲 一典	球磨郡あさぎり町須恵5871番地
理事	徳田 正臣	球磨郡相良村大字柳瀬50番地
理事	横谷 巡	球磨郡山江村大字山田丁187番地の2
監事	三川 時則	球磨郡山江村大字山田丁989番地の1
監事	桑原 毅紀	球磨郡あさぎり町須恵6番地
監事	古里 道明	球磨郡錦町大字西339番地
退任		
理事	尾崎 正光	人吉市上原田町字尾崎1537番地
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	五條 近司	球磨郡錦町大字木上東4番地1
理事	椎葉 鉄己	球磨郡多良木町大字黒肥地3259番地9
理事	久保 良國	球磨郡多良木町大字多良木4620番地
理事	北川 一之	球磨郡あさぎり町須恵2956番地
理事	五嶋 政一	球磨郡あさぎり町須恵2663番地
理事	田原 修太	球磨郡あさぎり町深田北1086番地
理事	吉松 一郎	球磨郡あさぎり町深田西2323番地

理事	中村 聖二	球磨郡相良村大字深水 1 9 2 5 番地
理事	上村 正通	球磨郡山江村大字山田乙 1 4 8 0 番地
理事	久保山 紳生	球磨郡山江村大字山田丙 9 5 2 番地
理事	一瀬 清一	球磨郡山江村大字山田丙 5 9 6 番地
理事	田中 信孝	人吉市鬼木町 2 8 0 番地
理事	森本 完一	球磨郡錦町大字一武 1 0 6 7 番地
理事	松本 照彦	球磨郡多良木町大字槻木 1 5 3 番地 1
理事	愛甲 一典	球磨郡あさぎり町須恵 5 8 7 1 番地
理事	徳田 正臣	球磨郡相良村大字柳瀬 5 0 番地
理事	横谷 巡	球磨郡山江村大字山田丁 1 8 7 番地の 2
監事	三川 時則	球磨郡山江村大字山田丁 9 8 9 番地の 1
監事	桑原 毅紀	球磨郡あさぎり町須恵 6 番地
監事	桑原 十郎	球磨郡錦町大字木上東 1 7 5 番地 2

熊本県公告第 4 4 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 2 項の規定により宇土市内において事業活動を行う者から意見が述べられたので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成 2 5 年 8 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）宇土市水町商業施設
宇土市水町字水町 3 8 番 1 ほか
- 2 事業活動を行う者から述べられた意見の概要
駐車需要の充足等交通に係る事項について
当該施設のエリアは、熊本方面から八代あるいは天草方面へ向かう車両と、その逆方向の車両が交差する交通の要衝地であり、人口増加に伴い交通量は年々増加傾向にある。また、当該施設が接する国道 3 号周辺では交通事故が増加傾向にあり、新松原交差点は、上りも下りも日頃から交通渋滞が頻繁に生じている。ことよって、慢性的な交通渋滞を引き起こすことが懸念される。係る交通渋滞問題については、オープン時の交通対策だけではなく、通年の交通対策が必要ではないかと危惧している。当方は株式会社玄海キャピタルマネジメントに従事しており、当該施設の隣に位置する宇土シティモールの運営を担当している。上記の交通渋滞を最小限に抑え、宇土シティモールの来店者がスムーズに来場できるよう最善を尽くすことが使命と考えている。当該施設との共存を図る上でも、境目町交差点において、「当該施設へ向かう車両は右折をする」旨の車両誘導看板の設置を要望する。
- 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成 2 5 年 8 月 1 3 日から平成 2 5 年 9 月 1 3 日まで

熊本県公告第 4 4 9 号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 8 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
熊本県庶務事務システム保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局総務センター
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 5 年 3 月 2 2 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社熊本支店
熊本県熊本市中央区水道町 8 番 6 号
- 5 契約金額

- 25, 282, 950円（うち消費税及び地方消費税の額1, 203, 950円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年8月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字立道1427番の一部、同1436番の一部及び同1437番1の一部
2, 185.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字惣領1196番地
北野 義一

登載依頼**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号**

熊本県公共事業再評価監視委員会による現地調査を次のとおり実施します。
平成25年8月13日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 日程
- ①平成25年8月20日（火）午前10時00分頃から3箇所
熊本市、宇土市、天草市
- ②平成25年8月27日（火）午前10時00分頃から4箇所
長洲町、山鹿市、菊池市、南小国町
- ③平成25年8月29日（木）午前10時30分頃から6箇所
八代市5箇所、熊本市
- ※開始時間については概ねの予定であり、前後する場合があります。
- 2 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話096-333-2490